

伊勢市農業委員会 第175回 総会議事録

|        |   |
|--------|---|
| 日 時    | 令和2年7月15日（水）14時00分～14時44分   |
| 場 所    | 御菌総合支所 2F 2-4会議室  |
| 出席委員   | <p>17名</p> <p>1番 山添 久憲      2番 川畑 幸也      3番 吉田 保</p> <p>5番 中西 重喜      7番 濱口 節生      8番 北村 安弘</p> <p>9番 森川 正弘      10番 中山 銀蔵      11番 中西 善夫</p> <p>12番 泉 一嘉      13番 出口 米雄      14番 田畑 春雄</p> <p>15番 奥野 隆史      16番 岩尾 昭      17番 大西 正義</p> <p>18番 早川 繁一      19番 奥本 一志</p> |
| 欠席委員   | <p>2名</p> <p>4番 岡田 敏男      6番 中村 猛</p>  |
| 総会出席職員 | <p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p>  |
| 会議録署名者 | <p>5番 中西 重喜      14番 田畑 春雄</p>  |
| 付議事項   | <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> <p>議案第6号 農地法に係る別段面積について</p>  |
| 報告事項   | <p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地利用変更届出書について</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 議 長 | <p>4. 農地の転用事実に関する照会書について<br/>(津地方法務局伊勢支局より)</p> <p>5. その他</p> <p>みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第175回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>5番の中西 <sup>なかにし</sup> <sup>しげき</sup> 重喜さんと、</p> <p>14番の田畑 <sup>たばた</sup> <sup>はるお</sup> 春雄さん</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p>        |
|     | <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p> <p>局 長</p> <p>それでは、付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>議案第6号 農地法に係る別段面積について</p> <p>以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>議 長</p> <p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入りたいと思いますが、2番につきましては、奥野 <sup>おくの</sup> <sup>たかし</sup> 隆史委</p> |

員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(奥野委員退席、審議)

それでは事務局説明をお願いします。

係 長

ではご説明させていただきます。議案書の1-1ページをご覧ください。

2番でございます。売買でございます。受人である小俣町相合で農業を営む農地所有適格化法人 有限会社トラストファーム小俣 代表取締役 奥野 隆史さんが小俣町明野の登記地目畑、現況地目田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 市立明野小学校より北東へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果自作地にございました。稼働人員は3名でございます。

説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第1号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後審議再開)

それでは、議案第1号のその他の案件の審議に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。

係 長

まず、冒頭に会場についてお詫び申し上げます。先日明和町の住民に新型コロナウイルスの陽性反応がでたとの発表がありましたところではございますが、今回の総会につきまして講堂を予約することができず、従来通りの2-4会議となりました。誠に申し訳ございません。ご不便をおかけしますがご了承をお願い申し上げます。

本日お手元に配布しました資料を確認させていただきます。右肩に資料1及び資料2と記載したそれぞれ一枚ものの資料を、いつもの写真資料と一緒に配布しました、不足している方はございませんか。不足している方は挙手をお願いします。

審議に入っていただく前に、資料1のご説明をさせていただきます。先月の総会にて現況地目を再び掲載することとし、内容については法律に規定されている用語を用いるということに決定をいただきました。今回から議案書にそのように記載しておりますが、どのように判断して、どう議案書に記載したかについてご説明を申し上げます。

資料1をご覧ください。各用語につきましては、厳密に定義されているとおりに運用しようとする、その地域一帯を調査する必要があるのですが、申請地のみをピンポイントで調査するこの現地調査ではそこまで行うことができないことから、単純に一見して再生可能と判断される農地を「遊休農地」、再生不可能な農地を「荒廃農地」と判断していただいて議案書にそれぞれ記載することといたしましたので、ご了承をお願い申し上げます。またそれらの言葉の対になる用語として「自作地」を用いることとしました。これはかつて農地法で定義されていた用語で現行の農地法に定義されていませんが、他によい用語が見当たらなかったのがこのようにさせていただいた次第です。よって現況地目の項目としては、3条申請の議案書の調査事項の③に、4条、5条の議案書に調査事項につきましては⑧にそれぞれ記載するようにいたしましたのでよろしくようお願い申し上げます。今後、何かここ

はこう変更した方がよい等のご意見があれば頂戴し、よりよいものを作成したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、この内容に基づきご説明申し上げます。

では内容について改めてご説明をさせていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

1ページをお願いします。件数は3件で田が3筆の2,076㎡で、畑が3筆の167.61㎡、合計6筆の2,243.61㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましてはすべて所有権移転でございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

1番でございます。売買でございます。受人は一色町の登記地目田、現況地目畑2筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は2筆とも一色町地内 一色保育園より南東へ490mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。稼働人員は4名でございます。

1-2ページをお願いします。

3番でございます。こちらも売買でございます、受人は二見町溝口の畑3筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は3筆とも隣合っており、二見町溝口地内 溝口子どもの遊び場より東へ200mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒れていて遊休農地となっておりましたので、営農計画書の提出を求めました。稼働人員は2名でございます。

議案第1号は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

2ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は2件で、田が3筆の1,498㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。次ページをお願いいたします。

2-1ページをご覧ください。

1番でございます。申請人は村松町の田2筆と隣接地の198番4の宅地872.46㎡を一体利用して倉庫2棟 建築面積1,154.03㎡、全体所要面積2,040.46㎡としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 伊勢市北浜支所より南へ80mに位置する第3種農地にございます。ところが、申請時に198番3が平成10年8月に4条申請許可済みでございましたが、登記地目がそのままになっており、今回その隣地の田も含めて改めて4条申請するものでございます。現地調査を実施しましたところ、4条許可済地である198番3にはすでに倉庫が建設されており、もう1筆の方の198番2が自作地にございました。また一体利用地にも倉庫が平成11年に建築済みでございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみで問題ないとのことでございます。

続きまして2番でございます。申請人は楠部町の田1筆を駐車場10台分としたいとの申請にございます。なお、今回申請にあたり、すでに駐車場として使用していたことから始末書の提出がなされております。

す。申請地は楠部町地内 伊勢インターチェンジに隣接する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査を実施しました結果、申請通り駐車場の形態となっております。よって荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透でございます。被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

議案第2号につきましては以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

続きまして3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は7件で、田が1筆1,013㎡で、畑が8筆の3,207㎡、計9筆4,220㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。3-1ページをお願いいたします。

1番でございます。こちらは売買でございます。受人である宇治館町の宗教法人である神宮 代表役員 小松 揮世久さんが、宇治今在家町の畑を譲り受けて境内地として杉を100本植林していきたいとの申請でございます。申請地は、宇治今在家町地内 高麗広公民館より南東へ890mに位置する第2種農地でございます。現地はすでに植林されて山林となっていることから、申請時に始末書が提出されました。よって荒廃農地となります。排水は雨水のみで自然浸透とします。被害防除については周囲がすでに山林と化していることから特に何もしなくても問題はないとのことでした。

2番でございます。こちらは賃貸借でございます。小俣町明野で建築業を営む橋爪建材株式会社 代表取締役 橋爪 義武さんが、常磐町の畑2筆を借り受けて太陽光発電設備 設置面積427.68㎡としたいとの申請でございます。申請地は浦口三丁目地内 県立宇治山田高等学校より南へ180mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。事業期間は20年間でございます。許可が得られれば保留とし、事業者変更後の設備認定許可日と同日付で許可証を交付するものであります。

次のページをお願いします。3-2ページをご覧ください。

3番でございます。こちらでも売買でございます。受人は一色町の畑を譲り受け隣地の自己所有の土地に入るための進入路としたい旨の申請でございます。申請地は一色町地内 一色大橋より東へ110mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、すでに進入路として使用されているのが確認されましたので始末書の提出を求めました。よって現況地目は荒廃農地です。排水は雨水のみで自然浸透とします。被害防除は整地のみで問題はないとのことでございます。

続きまして4番でございます。こちらでも売買でございます。受人は有滝町の畑1筆を譲り受けて、貸資材置場、貸駐車場としたいとの申請でございます。申請地は有滝町地内 ありたき農村公園より西へ100mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみ



で問題はないとのことです。なお、この転用が許可され所有権が移転した後は、受人が取締役をしている株式会社 三重不動産に無償提供するとのことをごさいます。

次のページをお願いします。3 - 3 ページをご覧ください。

5 番でございます。こちらでも売買でございます。

受人は栗野町の田 1 筆を譲り受け、資材置場・駐車場としたい旨の申請でございます。申請地は栗野町地内 栗野農業研修センターより南へ 120m に位置するおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第 1 種農地でございます。今回申請にあたり、亡くなった夫が農地法のことを知らずに生前に農業用倉庫を建設してしまったことから、始末書が提出されました。現地調査の結果、農業用倉庫の存在を確認し、遊休農地といたしました。また申請地は集落の端に位置し、近年徐々に集落郊外へ宅地化が進みつつあるところで、今回の申請はそのような中、受人が建築塗装業を営んでいることから、既存倉庫も併せて譲り受けてそのまま使用することとし、業務に使用する塗装用資材、足場トラック及び従業員の駐車場として利用したいとの内容でございます。よって、本申請については、近年の住宅及び事業所等の増加の延長上のもので、周辺集落を通常の開発の範囲内と判断することができます。また、既存集落内及び集落の外周には受人が希望するような場所を他に譲っていただける土地はすべて利用権設定がなされていることを確認しましたことから土地の代替性はないものと判断しました。このことから、集落周辺部における農地転用が認められないと周辺居住者の経済活動を抑止してしまうこととなり、ひいては地域の農業の振興にも支障をきたすこととなりうることから、通常集落の開発の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる転用を例外的に許可することが可能とする農地法施行規則第 33 条第 4 号という例外規定がございます。よって、本案件につきましては、この規定に基づく第 1 種農地の不許可の例外として、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するもとし、事務局内で協議をいたしました結果、転用は可能と判断し上程したものでございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして 6 番でございます。こちらは使用貸借でございます。こ

こちらは借人である息子が父親名義の二見町溝口の畑1筆を借り受けて住宅2階建1棟 建築面積52.50㎡及び車庫30.94㎡、建築面積計83.44㎡を建てたいとの申請にございます。なお申請にあたり、以前から貸人である父親が耕作しなくなり、除草の手間を省くため碎石を敷いて駐車場として使用していたとのことで始末書が提出されました。現地調査を実施した結果、現況が始末書の申し立て通りであることを確認いたしました。よって荒廃農地になります。申請地は二見町溝口地内 神宮御園より東へ210mに位置する第3種農地にございます。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

次のページをお願いします。3-4ページをご覧ください。

7番でございます。こちらは売買でございます。受人でございます御菌町高向で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが御菌町高向の畑2筆を譲り受けて宅地分譲3区画 774.58㎡及び道路 181.28㎡、所要面積955.86㎡としたい旨の申請にございます。申請地は御菌町高向地内 高向大社より南へ190mに位置する用途地域内の第3種農地にございます。現地調査の結果、自作地にございました。こちらは通常の農地転用では建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号へに規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成されることが確実に認められるという規定に該当し、例外的に許可しうる案件でございます。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案3号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これらを承認し、許可することとに決定いたしました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

続きまして議案第4号 非農地証明願についてでございます。4ページをお願いします。件数は1件で、畑が1筆443㎡のみでございます。詳細についてご説明させていただきます。4-1ページをご覧ください。

1番でございます。二見町今一色の畑443㎡、現況地目は宅地でございます。これは平成7年に倉庫を建築し現在に至るとのことで、非農地証明の願い出が上がっております。

議案第4号につきましては以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、許可することとに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

山神  
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。

件数は7件で、田が6筆の8,181㎡、畑が12筆の19,578㎡、計18筆の27,759㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇1年10カ月間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の868㎡。

◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が4件で、田が6筆の8,181㎡、畑が1筆の2,057㎡、計7筆の10,238㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の2,466㎡。

◇20年間の利用権(賃貸借権)の設定が26件で、畑のみ9筆の14,187㎡。

以上件数は7件で、田が6筆の8,181㎡、畑が12筆の19,578㎡、計18筆の27,759㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。それでは、議案第5号の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第6号 農地法にかかる別段面積についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

係長

続きまして議案第6号 農地法に係る別段面積についてでございます。次のページをお願いします。農地の売買や貸借等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに下限面積というものが定められています。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、農地の譲受人等が耕作することになる農地面積が、取得後に原則として北海道で2ha、都府県では50a以上でなければ農地法第3条の許可ができないとするものです。伊勢市でも法に基づく基準と同じく50a以上ということになっておりますが、この下限面積について、農地法施行規則第17条第1項、第2項の規定により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わない場合や、遊休農地の状況から、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全・有効利用が図られないと判断される場合は、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることになっております。また、この下限面積の設定または修正の必要性に

については、毎年審議することとなっておりますので、次のとおり提案させていただきます。

6-2ページをご覧ください。まず、(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございますが、方針といたしまして、

①下限面積（別段の面積）の新規設定は行わない。

②現行の下限面積（別段の面積）旧二見町30aの変更は行わない。

二見町はもともと耕地が狭く未整備田や不整形地が多いという事情もあって、30aという下限面積が設定されてきた過去の経過がございます。そのあたりを考慮させていただいております。

続きまして、(2)農地法施行規則第17条第2項の適用についてでございますが、方針といたしまして、

下限面積（別段の面積）の新規設定は行わない。

理由といたしましては、下限面積（別段の面積）を新規に設定する特段の理由がないため。特に下限面積（別段の面積）の引き下げは小規模農家の増加や農地の細分化に繋がり、現在、農林水産課が中心に進めております、担い手への農地利用集積等、農地の集团的・効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあるためでございます。また、担い手の育成、安定した農業経営の継続という新規就農を促進する（遊休農地の活用の）観点からも、現在の下限面積を維持しても意欲ある新規参入者の障害とならないと考えられることから、これも新規設定は行わないことをご提案申し上げる次第でございます。またこの別段の面積につきましては、昨年度森川委員からもご指摘がございました。空き家バンクと連動する場合は別段面積を特別扱いすることはしないのかという内容でございました。確かに県内の他の市町をみると、空き家バンクに登録されている農家住宅を取得する場合は、限定された地域、主に過疎地及び山間部になるのですが、当該農家住宅とそれに付随する農地を同時に取得する場合に限り、農地についての下限面積は1aあるいは1㎡とするところがございます。これは農家住宅の空き家の解消とともにそれに付随する農地が荒れないようにするものでございます。しかしながら当市におきましては、空き家バンクの所管課である建築住宅課に確認しましたところ、今のところそのような農家住宅の空き家の登録がない状況でした。そして伊勢市として、一定の地域を定めて今後そのような問題の解消を図るための重点地域の設定や先ほどご紹介させていただきました他の県内の先進自治体にみられる政策も見当たらないことから、事務局としましては、今後所管課であ

る建築住宅課から相談を受ければ柔軟な対応をするように考えております。

一方で、今年度 J A 伊勢傘下の新規就農者育成を支援している株式会社あぐりんから、あぐりんの卒業生が、新規就農をするにあたり、なにか援助ができないかと農林水産課から相談がありました。今あぐりんが力をいれている青ネギ、イチゴの場合において、下限面積を考慮しますと、二見町以外では一度に 50 a の農地の取得あるいは借地が必要となり、ハウス等の設備投資も高額なため、土地を取得して就農しようとする想定以上の資金が必要となる問題が発生します。しかしながら、このような場合において農地法にも例外規定がございまして、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号に規定されており。「取得後の事業が草花等の栽培でその経営が集約的におこなわれるもの」があります。これに該当すると判断されれば下限面積を考慮せずとも 3 条申請が可能となります。これについて、県と協議した結果、まずイチゴは野菜に属していることと、通常のハウス栽培では年に何回も収穫できるものとは考えにくく、農地を集約的行うものには該当しないとの回答があり、事務局としては、農地法では対応は困難な無理と判断しました。また、別の方法として基盤強化法に基づいて、解除条件付きで利用権を設定して農地を借りる方法があり、この方法では下限面積の足かせはありません。またどうしても農地を所有したい場合であっても基盤強化法で所有する方法があります。どちらの場合におきましても農林水産課が策定する農地利用集積計画の策定が必要とはなりますが、下限面積の足かせはございませんので、必ずしも農地法で手続きをする必要はございません。現在、この基盤強化法で農地を取得する方法について所管課の農林水産課に確認をお願いしているところでございます。

以上のことから、農地法の下限面積を無理に下げる必要はないと事務局では判断しているところでございます。慎重なご審議をお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第6号 農地法にかかる別段面積については、これらを承認し、許可することとに決定いたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について  
……1件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について  
……8件(説明内容記録省略)
3. 農地利用変更届出書について  
……1件(説明内容記録省略)
4. 農地の転用事実に関する照会書について  
(津地方法務局伊勢支局より) ……2件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いし





上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_